

やまなし産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱

山梨県農政部

(趣旨)

第1条 知事は、水田・畑作・野菜・果樹等の産地が創意工夫し、地域の強みを活かして起こすイノベーションを促進し、地域の営農戦略に基づいて実施する産地の高収益化に向けた取り組みを総合的に支援するため、産地生産基盤パワーアップ事業実施要綱（令和2年2月28日付け元生産第1695号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）及び産地生産基盤パワーアップ事業実施要領（令和2年2月28日付け元食産第4536号・元生産第1697号・元政統第1781号。）に基づいて、別表の取組主体（以下「取組主体」という。）が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、産地生産基盤パワーアップ事業推進費補助金交付要綱（令和2年2月28日付け元生産第1694号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「農林水産省規則」という。）、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「県規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金の交付対象等)

第2条 知事は、取組主体が実施要綱等に基づいて行う事業に対し、市町村長が補助する事業に要する経費について、市町村長に交付するものとし、補助対象経費及び補助率等は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする市町村長は、補助金交付申請書（様式第1号）を知事が別に定める期日までに提出するものとする。

2 市町村長は、前項の申請書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請をしなければならない。ただし、申請時に取組主体に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

(補助事業の着手)

第4条 市町村長は、補助事業の着工又は着手（以下「着工等」という。）又は工事が完了したときは、速やかに着手（しゅん工）報告書（様式第2号）を知事に提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第5条 知事は、第3条の補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類を精査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付決定を行い市町村長に通知するものとする。

(補助金の交付条件)

第6条 この補助金の交付条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 市町村長は、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ変更承認申請書(様式第3号)を提出して知事の承認を受けなければならない。ただし、補助事業の目的の達成に支障をきたさない軽微な変更はこの限りではない。この場合の軽微な変更とは、別表の「重要な変更」の欄に掲げる変更以外のものとする。

(2) 市町村長は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を提出して知事の承認を受けなければならない。

(3) 市町村長は、補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(4) 取組主体が市町村以外である場合は、次に掲げるところにより契約をしなければならない。

ア 取組主体は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

イ 取組主体は、アにより契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約(以下「競争入札等」という。)に参加しようとする者に対し、書面により農林水産省及び県、所管する市町村の機関から指名停止の措置等を受けていない旨の申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

(遂行状況報告)

第7条 市町村長は、補助金の交付決定があった年度の12月末日現在の事業の遂行状況を遂行状況報告書(様式第5号)により当該年度の1月15日までに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項に定める時期のほか、補助事業の円滑適正な執行を図るため必要があると認めるときは、市町村長に対して当該補助事業の遂行状況報告を求めることができる。

(補助金の交付方法)

第8条 補助金は、精算払とする。ただし、知事が必要と認めるときは、概算払により交付することができるものとする。

2 市町村長は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払請求書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 市町村長は、補助事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。

2 第3条第2項ただし書の規定により交付の申請をした市町村長は、前項の実績報告書を提出するに当たり、消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、その金額を補助金額から減額して報告しなければならない。

3 額の確定後に消費税仕入控除税額が明らかとなった場合は、市町村長は、消費税等仕入控除税額報告書(様式第8号)により速やかに知事に報告しなければならない。この場合において知事は、返還条件を付して額の確定を行うとともに、本項前段の報告に基づき消費税仕入控除税額の返還を命ずるものとする。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について補助金等の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により、知事に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 知事は、補助事業の完了若しくは廃止に係る実績報告を受けたときは、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを検査及び必要に応じて現地調査を行い、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、市町村長に通知するものとする。

2 知事は、市町村長に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日(市町村長が当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認を必要とする場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日)以内とし、納期日までに納付がない場合は、未納に係る金額に対して、納期日の翌日から納付までの日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(財産の処分の制限)

- 第11条 取得財産等のうち、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年9月26日政令第255号）第13条第4号の規定により農林水産大臣が定めた機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加額が50万円以上の機械及び器具とする。
- 2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条の規定により財産の処分が制限される期間は農林畜水産業関連補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第5条の規定により定める処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
- 3 処分を制限された取得財産等については、前項の財産処分制限期間を経過するまでは、知事の承認を受けないで、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、取り壊し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 4 市町村長は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第9号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 5 知事は、前項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、取り壊し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

(書類の保管)

- 第12条 市町村長及び取組主体は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 市町村長及び取組主体は、前項の収入及び支出について、農林水産省規則第3条第4号に基づき、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- 3 取組主体は、取得財産等においては前項の規定にかかわらず、当該取得財産等の処分制限期間中、前項に規定する帳簿等に加え財産管理台帳（様式第10号）その他関係書類を整備保管しなければならない。

(補助金調書)

- 第13条 市町村長は、補助事業に係る歳入歳出予算の予算書及び決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、国の交付要綱の様式第10号による補助金調書を作成しておかなければならない。この場合において、同様式の表に「国」とあるのは、「県」と読み替えるものとする。

(事業の遅延等)

第14条 市町村長は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、事業遅延届出(様式第11号)を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(書類の提出)

第15条 本要綱により提出する書類は、正副2部を所管する農務事務所を經由し、知事に提出するものとする。

(その他)

第16条 この要綱で定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項が生じた場合は、知事が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、令和2年7月14日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第1条、第2条関係）

I 基金事業

事業	補助対象経費	補助率	取組主体	重要な変更
1 収益性向上対策 (1) 生産支援事業	(1) リース方式による農業機械等の導入に要する経費	導入する農業機械等の本体価格の1/2以内とする	(1)市町村 (2)公社 (3)土地改良区 (4)農業者 (5)農業者の組織する団体 (6)民間事業者	1 事業の中止又は廃止 2 取組主体の変更 3 事業費の30%を超える増又は補助金の増 4 事業費又は補助金の30%を超える減
	(2) 生産資材の導入等に要する経費	事業費の1/2以内(ただし、生産局長等が別に定める場合にあつては、生産局長等が別に定める率又は額以内)とする。	(1)市町村 (2)公社 (3)土地改良区 (4)農業者 (5)農業者の組織する団体 (6)民間事業者	
(2) 効果増進事業	(1) 事業計画策定等に要する経費 (2) 農業機械の導入実証に要する経費等	定額(1/2相当)とする。	(1) 県協議会 (2) 地域協議会	
2 生産基盤強化対策	(1) 農業用ハウスの再整備・改修 (2) 果樹園・茶園の再整備・改修 (3) 農業機械の再整備・改良 (4) 生産装置の継承・強化に向けた取組 ア 産地における継承・強化体制の構築 イ 生産装置の継承ニーズの把握及びマッチング ウ 円滑な継承のための	補助率は次のとおりとする。 (1)及(3)の事業 事業費の1/2以内とする (2)の事業 事業費の1/2以内(生産局長等が別に定める場合にあつては、生産局長等が別に定める額以内)とする。 (4)及(5)の事業	(1)市町村 (2)公社 (3)土地改良区 (4)農業者 (5)農業者の組織する団体 (6)民間事業者 (7)県協議会 (8)地域協議会	

	<p>生産装置の維持・管理</p> <p>(5)生産技術の継承、普及に向けた取組</p> <p>ア 栽培管理・労務管理等の技術実証</p> <p>イ 新規継承・普及のための研修等による人材育成</p> <p>ウ 農業機械の安全取扱技術の向上支援</p>	<p>定額(生産局長等が別に定める場合にあつては、生産局長等が別に定める率又は額以内)とする。</p>		
--	--	---	--	--

別表のIの2関係（生産基盤強化対策の補助対象経費）

費目	対象メニュー	内容	注意点
備品費	(4) 生産装置の継承・強化に向けた取組 ア、イ、ウ (5) 生産技術の継承・普及に向けた取組 ア、イ、ウ	・事業を実施するために直接必要な試験、検証、調査備品及び機械導入に係る経費 ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る	・取得価格50万円未満のものに限るものとする ・耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。
賃金等	(4) 生産装置の継承・強化に向けた取組 ア、イ、ウ (5) 生産技術の継承・普及に向けた取組 ア、イ、ウ	・事業を実施するために直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	・賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。

<p>給与</p>	<p>(4) 生産装置の継承・強化に向けた取組 ア、イ、ウ</p> <p>(5) 生産技術の継承・普及に向けた取組 ア、イ、ウ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・会計年度任用職員（フルタイム）に対して地方公共団体が支払う給与 	<ul style="list-style-type: none"> ・「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年度5月17日法律第29号。以下「改正法」という。）」による改正後の地方公務員法第二十二条の二第一項第二号に規定する会計年度任用職員を対象とする。 ・給与については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長（通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・給与の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画に明記すること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
<p>報酬</p>	<p>(4) 生産装置の継承・強化に向けた取組 ア、イ、ウ</p> <p>(5) 生産技術の継承・普及に向けた取組 ア、イ、ウ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・会計年度任用職員（フルタイム）に対して地方公共団体が支払う報酬 	<ul style="list-style-type: none"> ・改正法による改正後の地方公務員法第二十二条の二第一項第一号に規定する会計年度任用職員を対象とする。 ・報酬については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長（通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・報酬の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画に明

			<p>記すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
職員手当等	<p>(4) 生産装置の継承・強化に向けた取組 ア、イ、ウ</p> <p>(5) 生産技術の継承・普及に向けた取組 ア、イ、ウ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・会計年度任用職員（フルタイム）に対して地方公共団体が支払う時間外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、通勤手当、期末手当、特殊勤務手当、地域手当、初任給調整手当、へき地手当 ・会計年度任用職員（パートタイム）に対して地方公共団体が支払う期末手当 	<ul style="list-style-type: none"> ・改正法による改正後の地方公務員法第二十二条の二第一項第一号及び第二号に規定する会計年度任用職員を対象とする。 ・職員手当等の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画に明記すること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
会場借料	<p>(4) 生産装置の継承・強化に向けた取組 ア、イ、ウ</p> <p>(5) 生産技術の継承・普及に向けた取組 ア、イ、ウ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費 	
通信・運搬費	<p>(4) 生産装置の継承・強化に向けた取組 ア、イ、ウ</p> <p>(5) 生産技術の継承・普及に向けた取組 ア、イ、ウ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・切手は物品受払簿で管理すること。 ・電話等の通信費については、基本料を除く。
借上費	<p>(5) 生産技術の継承・普及に向けた取組 ア</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な保管施設、輸送機器、農業用機械・施設、ほ場等借り上げ経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・全国的な土づくりの展開の取組にあつては、堆肥の輸送、保管及び散布に直接必要なもののレンタル経費並びにペレット堆肥の利用拡大に向

			けた栽培実証に係るほ場借上費とする。
印刷製本費	(4) 生産装置の継承・強化に向けた取組 ア (5) 生産技術の継承・普及に向けた取組 ア、イ、ウ	・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	
資料購入費	(4) 生産装置の継承・強化に向けた取組 ア (5) 生産技術の継承・普及に向けた取組 ア、イ、ウ	・事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものを除く。
資材費	(4) 生産装置の継承・強化に向けた取組 ウ (5) 生産技術の継承・普及に向けた取組 ア、イ	・事業を実施するために直接必要な資材の購入経費	・全国的な土づくりの展開の取組にあつては、実証的に施用する牛ふん堆肥等の購入代及びペレット堆肥の利用拡大に向けた栽培実証に直接必要なかかり増し経費に限る。
消耗品費	(4) 生産装置の継承・強化に向けた取組 ア (5) 生産技術の継承・普及に向けた取組 ア、イ、ウ	○事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品の経費 ・USBメモリ等の低廉な記憶媒体 ・実証試験、検証等に用いる低廉な器具等	

<p>旅費</p>	<p>(4) 生産装置の継承・強化に向けた取組 ア、イ</p> <p>(5) 生産技術の継承・普及に向けた取組 ア、イ、ウ</p>	<p>○委員旅費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費 <p>○調査等旅費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な事業実施主体等が行う資料収集、各種調査・検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費 <p>○費用弁償</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会計年度任用職員（パートタイム）に対して地方公共団体が支払う通勤に係る費用 	<ul style="list-style-type: none"> ・改正法による改正後の地方公務員法第二十二條の二第一項第一号に規定する会計年度任用職員を対象とする。 ・本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画に明記すること。 ・費用弁償の単価の設定根拠となる資料を添付すること。
<p>謝金</p>	<p>(4) 生産装置の継承・強化に向けた取組 ア、イ、ウ</p> <p>(5) 生産技術の継承・普及に向けた取組 ア、イ、ウ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体の代表者及び事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。

委託費	<p>(4) 生産装置の継承・強化に向けた取組 ア、イ、ウ</p> <p>(5) 生産技術の継承・普及に向けた取組 ア、イ、ウ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の交付目的たる事業の一部（例えば、事業の成果の一部を構成する調査・分析の実施、取りまとめ等）を他者に委託するために必要な経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが、必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助金の額の 50 %未満とすること。 ・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
役務費	<p>(4) 生産装置の継承・強化に向けた取組 イ、ウ</p> <p>(5) 生産技術の継承・普及に向けた取組 ア、イ、ウ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工等を専ら行う経費 	
雑役務費	<p>(4) 生産装置の継承・強化に向けた取組 ア、イ、ウ</p> <p>(5) 生産技術の継承・普及に向けた取組 ア、イ、ウ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○手数料 ・事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料 ○租税公課 ・事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙等の経費 	

(注1) 上記の経費であっても以下の場合にあっては、認めないものとする。

- 1 本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合
- 2 補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリースレンタルの場合

(注2) 補助対象経費は、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。

なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに他の事業者の会計と区分することとする。

別表のⅠ関係（茶と永年性工芸作物は2生産基盤強化対策のみ対象）

1 果樹

補助対象経費		補助対象とする植栽密度	補助対象とする植栽密度の下限	補助率又は補助額
1 次の(1)～(5)に係る改植を行うために必要な伐採・抜根費、深耕・整地費、土壌改良資材費、苗木代、植栽費等((1)のア～エはかん水設備、支柱等資材費含む。)				
(1)省力樹形への改植	ア かんきつの根域制限栽培	概ね170本以上/10a	—	定額(111万円/10a)
	イ りんごの新しい化栽培(高密度低樹高栽培)	概ね165本以上/10a	—	定額(53万円/10a)
	ウ りんごの超高密度植栽培(トールスピンドル栽培)	概ね250本以上/10a	—	定額(73万円/10a)
	エ なし、ぶどう、もも等の根域制限栽培	概ね170本以上/10a	—	定額(100万円/10a)
	オ もも、なし、かき、すもも等のジョイント栽培	もも、なし、すもも:概ね125本以上/10a かき:概ね320本以上/10a	—	定額(33万円/10a)
	カ ア～オ以外の場合(注1)	—	—	1/2以内
(2)かんきつ類の果樹への改植((1)の場合を除く。)		—	50本/10a	定額(23万円/10a)
(3)主要果樹(注2)への改植((1)及び(2)の場合を除く。)		—	りんご:18本/10a なし:40本/10a かき:30本/10a ぶどう:12本/10a もも:18本/10a	定額(17万円/10a)

(4) りんごのわい化栽培、ぶどうの垣根栽培（ただし、加工用に仕向けられるものに限る）への改植（(1)の場合を除く。）	—	りんごのわい化栽培：62本/10a ぶどうの垣根栽培：125本/10a	定額(33万円/10a)
(5) (1)～(4)のいずれにも該当しない改植	—		1/2以内
2 改植に伴い発生する未収益期間における栽培管理に必要な経費（注3）	—		定額(22万円/10a)

注1：省力樹形は、未収益となる期間の短縮が期待できるものであり、かつ、以下の(1)又は(2)の要件を満たすものであること。

(1) 10a当たりの労働時間を、慣行の栽培と比較して10%以上縮減できることが、試験結果又は事例で確認できる樹形であること。

(2) 10a当たりの単収を、慣行の栽培と比較して10%以上増加できることが、試験結果又は事例で確認できる樹形であること。

2：主要果樹とは、かんきつ類の果樹、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ及びいちじくをいう。

3：1と2は同時に行うことを基本とし、2単独での実施は認めない。

2 茶

茶の改植等の考え方については、持続的生産強化対策事業実施要綱（平成 31 年 4 月 1 月付け 30 生産第 2038 号農林水産事務次官依命通知）別紙 6 のⅡの第 4 の 1 に準ずるものとする。

補助対象費	10a 当たり単価
1 改植に伴う未収益支援①	141,000 円
2 改植に伴う未収益支援②（注 1）	181,000 円
3 棚施設を利用した栽培法への転換に伴う未収益支援	40,000 円
4 台切りに伴う未収益支援	70,000 円
5 改植支援	152,000 円
6 棚施設を利用した栽培法への転換に必要な資材の導入	100,000 円
7 直接被覆栽培への転換に必要な資材の導入	100,000 円
8 有機栽培への転換	100,000 円

注 1： 改植に伴う未収益支援②を受ける場合は、次の取組を行うこと。

- (1) 40a 以上又は改植実施面積の 1 割以上について異なる品種への改植を行うこと
- (2) 次のアからオまでの 5 項目から 2 項目以上を選択し課題解決に向けた取組を行うこと
 - ア ドローン、無人摘採機等を活用した労働力削減に資する先端技術の実証ほの設置
 - イ 新たに導入した品種の栽培技術の確立に資する実証ほの設置
 - ウ 生産コストの低減に資する土壌分析に基づく適正な施肥の実施や点滴施肥技術の導入
 - エ 機械化作業体系に資する茶樹の畝方向の統一化
 - オ 国内マーケットの新規創出に向けた発酵茶・半発酵茶等の栽培・加工の取組の実施

注 2： 上記の 1 から 8 までに挙げる支援内容のうち、(1) と (5)、(2) と (5)、(1) と (5) と (8)、(2) と (5) と (8)、(3) と (6) と (8)、(1) と (8)、(2) と (8)、(3) と (8)、(4) と (8)、(5) と (8)、(6) と (8)、((7) と (8) は同時に取り組むことができる。

- 3 永年性工芸作物（桑、ホップ、和紙原料作物） 補助対象経費
支援対象面積 10a 当たり単価は 150,000 円とする。

別表（第1条、第2条関係）

Ⅱ 整備事業

事業	補助対象経費	補助率	取組主体	重要な変更
<p>1 収益性向上対策</p>	<p>以下の施設整備に要する経費 (1)育苗施設 (2)乾燥調製施設 (3)穀類乾燥調製貯蔵施設 (4)農産物処理加工施設 (5)集出荷貯蔵施設 (6)産地管理施設 (7)用土等供給施設 (8)農産物被害防止施設 (9)農業廃棄物処理施設 (10)生産技術高度化施設 (11)種子種苗生産関連施設 (12)有機物処理・利用施設</p>	<p>補助率は事業費の1/2以内(ただし、実施要綱において生産局長等が別に定める場合においては、生産局長等が別に定める率又は額以内)とする。</p>	<p>(1)市町村 (2)公社(地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。) (3)土地改良区 (4)農業者(実施要綱において生産局長等が別に定めるものをいう。以下同じ。) (5)農業者の組織する団体(代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体であって、生産局長等が別に定めるものをいう。以下同じ。) (6)民間事業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者を除く事業者であって、生産局長等が別に定めるものに限る。以下同じ。) (7)食品事業者 以下のアからウの場合に限るものとする。 ア 大豆製品又は茶製品の製造又は製造小売(以下「製造等」という。)を行う事業者が製品加工に必要な処理加工設備を整備する場合 イ 国内産糖及び国内産いもでん粉の製造等を行う事業者が製品加工に必要な処理加工設備、甘味資源作物及びでん粉原料用いもの種子種苗生産関連施設、育苗施設、集出荷貯蔵施設、製糖及びでん粉製造過程で排出される未利用資</p>	<p>1 事業の中止又は廃止 2 取組主体の変更 3 事業費の30%を超える増又は補助金の増 4 事業費又は補助金の30%を超える減</p>

			<p>源の堆肥化等に必要の有機物処理・利用施設を整備する場合</p> <p>ウ 国内産糖及び国内産いもでん粉の製造等を行う事業者が病害虫まん延防止対策を行う場合</p> <p>(8) 中間事業者（生産局長等が別に定めるものに限る。） 国産原材料サプライチェーン構築の取組を対象とした乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設、産地管理施設、種子種苗生産関連施設の整備に限るものとする。</p> <p>(9) 流通業者（生産局長等が別に定めるものに限る） 青果物広域流通システム構築の取組を対象とした集出荷貯蔵施設の整備に限るものとする。</p> <p>(10) 知事が地方農政局長等と協議して認める団体</p> <p>(11) コンソーシアム（2つ以上の個人、企業、団体等からなる団体で、知事が認める団体）</p>	
2 生産基盤強化対策	<p>(1) 農業用ハウスの再整備・改修・生産技術高度化施設</p> <p>(2) 生産技術の継承・普及に向けた取組</p> <p>ア 栽培管理・労務管理等の技術実証</p> <p>(3) 生産技術高度化施設</p>	補助率は事業費の1/2以内とする。	<p>(1) 市町村</p> <p>(2) 公社</p> <p>(3) 土地改良区</p> <p>(4) 農業者</p> <p>(5) 農業者の組織する団体</p> <p>(6) 民間事業者</p>	

(様式第1号)

(市町村長→知事)

番 号
年 月 日

山梨県知事

殿

〇〇市町村長

氏名

印

令和〇〇年度やまなし産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付申請書について

令和〇〇年度やまなし産地生産基盤パワーアップ事業において、次のとおり事業を実施したいので、やまなし産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱第3条第1項の規定により、やまなし産地生産基盤パワーアップ事業費補助金〇〇〇円の交付を申請する。

記

(添付書類)

- 1 事業計画書 (様式A-1)
- 2 収支予算書 (様式A-2)
- 3 知事が必要と認めるもの

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

〇〇市町村長

氏名 印

令和〇〇年度やまなし産地生産基盤パワーアップ事業着手（しゅん工）報告書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で交付決定のあった事業について、次のとおり工事に着手（工事が完了）したので、やまなし産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱第4条の規定により報告する。

記

事業種類	
事業内容（施設名・処理量等）	
事業費（円）	
着工（予定）住所	
着工（予定）年月日	
完了（予定）年月日	
施行方法	
請負等業者	
工事監理者	
（※関係法令検査年月日）	
（※〇〇法）	
しゅん工検査年月日 （または予定日）	
引き渡し年月日 （または予定日）	

- (注) 1 機械、施設等の整備に限る。
2 着手報告を行う際には、工程表を添付すること。
3 着手報告を行う際には、「関係法令検査年月日」、「しゅん工検査年月日（または予定日）」の欄は記入しない。
4 しゅん工報告を行う際には、請負人等からの完了届けの写しを添付すること。

番 号
年 月 日

山梨県知事

殿

市町村長

氏名

印

令和〇〇年度やまなし産地生産基盤パワーアップ事業費補助金変更承認申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で交付決定のあった事業について、下記のとおり変更したいので、やまなし産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱第6条第1号の規定により申請する。

記

(注)

1 記の記載様式は、様式第1号に準じるものとする。

この場合において、同様式中の「事業の目的」を「変更の理由」と置き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。ただし、当該変更の対象外となる事業については省略する。

また、添付書類については、補助金交付申請書に添付したものから変更があったものに限り添付すること。

2

補助金の額が増額する場合は、件名の「やまなし産地生産基盤パワーアップ事業費補助金変更承認申請書」を「やまなし産地生産基盤パワーアップ事業費補助金の変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり変更したいので、やまなし産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱第〇条第〇項の規定により申請する。」を「下記のとおり変更したいので、やまなし産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱により、補助金〇〇円を追加交付されたく申請する。」とする。

(様式第4号)

(市町村長→知事)

番 号
年 月 日

山梨県知事

殿

〇〇市町村長

氏名

印

令和〇〇年度やまなし産地生産基盤パワーアップ事業中止（廃止）承認申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で交付決定のあった事業について、次の理由により中止（廃止）したいので、やまなし産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱第6条第2号の規定により申請する。

記

- 1 事業内容
- 2 事業中止（廃止）理由書
(できるだけ具体的に記載すること)

番 号
年 月 日

山梨県知事

殿

市町村長

氏名

印

令和〇〇年度やまなし産地生産基盤パワーアップ事業遂行状況報告書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で交付決定のあったやまなし産地生産基盤パワーアップ事業について、やまなし産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、次のとおり報告する。

記

区分	総事業費	事業の遂行状況				備考
		令和〇年〇月〇日までに完了したもの		令和〇年〇月〇日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	
1 整備事業 (1)事業費 (2)付帯事務費	円	円	%	円		
2 生産支援事業						
3 効果増進事業						
4 生産基盤強化 対策						

番 号
年 月 日

山梨県知事

殿

市町村長

氏名

印

令和〇〇年度やまなし産地生産基盤パワーアップ事業費補助金概算払請求書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で交付決定のあったやまなし産地生産基盤パワーアップ事業について、やまなし産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱第8条第2項の規定により次のとおり概算払を請求する。

記

1 概算払請求額 金 円

2 内訳

補助金 交付決定額①	既 概算 交付額②	差引額 ①-②=③	今回 概算払請求額	備考
円	円	円	円	

3 概算払請求の理由

4 支払いの方法

(1) 現金払い 指定金融機関名 _____

(2) 口座振替 振替先銀行名 _____

本店・支店 (支店名)

預金種別 _____

口座名 _____

口座番号 _____

※添付資料として「出来高調書」を作成添付すること。

(様式第7号)

(市町村長→知事)

番 号
年 月 日

山梨県知事

殿

市町村長

氏名

印

令和〇〇年度やまなし産地生産基盤パワーアップ事業費実績報告書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で交付決定のあったやまなし産地生産基盤パワーアップ事業の実績について、やまなし産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定により次のとおり報告する。

記

1. 事業実績書（様式A-1）
2. 収支精算書（様式A-2）

※ 軽微な変更があった場合においては、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

3. 知事が必要と認めるもの

(様式第8号)

(市町村長→知事)

番 号
年 月 日

山梨県知事

殿

市町村長

氏名

印

令和〇〇年度やまなし産地生産基盤パワーアップ事業の
消費税等仕入控除額報告書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で交付決定のあったやまなし産地生産基盤パワーアップ事業について、やまなし産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱第9条第3項の規定により報告する。

記

- | | | | |
|---|----------------------------------|---|---|
| 1 | 山梨県補助金等交付規則第13条の補助金の額の確定額 | 金 | 円 |
| | (令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額) | | |
| 2 | 補助金の確定時に減額した仕入に係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入に係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額 | 金 | 円 |

(注) 内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

番 号
年 月 日

山梨県知事

殿

〇〇市町村長

氏名

印

令和〇〇年度やまなし産地生産基盤パワーアップ事業費補助金財産処分承認申請書

令和〇年度やまなし産地生産基盤パワーアップ事業により取得した財産を、次のとおり処分したいので、同補助金交付要綱第11条第4項の規定により申請します。

記

- 1 処分する財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 添付書類
 - (1) 財産管理台帳の写し（国の交付要綱の別記様式第8号）
 - (2) その他知事が必要と認める書類

様式第10号

財産管理台帳

事業主体名：_____

地区名		地区	事業実施年度			令和 年度		農林水産省所管交付金名				[単位：円]					
政策目的	事業の内容					工期		経費の配分				処分制限期間		処分の状況		摘要	
	政策目標	事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	しゅん工 年月日	総事業費	負担区分				耐用 年数	処分制限 年月日	承認 年月日		処分の 内容
									交付金	都道府 県費	市町 村費	その他					
	計																
	計																
	合計																

- 注
- 1 処分制限年月日欄については、処分制限の終期を記入すること。
 - 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 - 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付け先、抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。
 - 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

(様式第11号)

(市町村長→知事)

番 号
年 月 日

山梨県知事

殿

〇〇市町村長

氏名

印

令和〇〇年度やまなし産地生産基盤パワーアップ事業遅延届

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で交付決定のあった事業の遅延について、やまなし産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱第14条の規定により報告する。

記

- 1 事業等の内容及び進捗状況
- 2 遅延理由
(できるだけ具体的に記載すること)
- 3 遅延に対して講じた措置
- 4 その他

1 事業の目的

2 事業の内容及び計画（又は実績）

(1) 総括表

		総事業費（令和〇〇年度） （円）				
		国費	県費	市町村費	その他	
基金事業	整備事業					
	生産支援事業					
	（内訳） 農業機械等の導入、生産資材の導入等	スマート農業推進枠（追加助成費）				
		畑輪作確立枠				
		効果増進事業				
計						
整備事業						
合計						

（注1）整備事業について、交付率が複数ある場合は、交付率ごとに区分して記入し、交付率を備考欄に記入すること。

（注2）生産支援事業のうち、スマート農業推進枠の追加助成費及び畑輪作確立枠を利用しない場合は、内訳を削ること。

(2) 内訳

ア 基金事業

内訳

a 整備事業

地域協議会等名	整理番号	地区名	取組主体名	対象作物名	面積 (ha)	農業者数	事業実施年度	目標年度	取組目標	事業内容 (工種、施設区分、構造、規格、能力等)	総事業費				完了年月日	事後評価の検証方法	備考
											(円)	国費	県費	市町村費			
附帯事務費																	
計																	
附帯事務費																	
計																	
合計																	

（注1）「整理番号」欄には、地域協議会等ごとの産地パワーアップ計画の整理番号を記載すること。

（注2）附帯事務費の事業内容欄は、生産局長が別に定める附帯事務費の使途基準により記入すること。

（注3）「取組目標」欄には、産地パワーアップ計画の成果目標の達成に直接的につながる取組を記載すること。

b 生産支援事業

地域協議 会等名	整理 番号	地区名	取組 主体名	対象作物 名	面積 (ha)	農業 者数	事業 実施 年度	目標 年度	取組目標			事業内容 (機械リース、資材費等)	総事業費 (円)				完了 年月日	事後評価 の検証方法	備考
									現状値 (○年度)	目標値 (○年度)	実績 (○年度)		国費	県費	市町費	その他			
計																			
計																			
合計																			

(注1) 「整理番号」欄には、地域協議会等ごとの産地パワーアップ計画の整理番号を記載すること。

(注2) 果樹の改植を行う場合は、「対象作物名」欄に対象品目、品種を記載すること(産地パワーアップ計画に定める対象品目、品種に限る)。

また、「面積」欄は実施面積を記載すること。

(注3) 「取組目標」欄には、産地パワーアップ計画の成果目標の達成に直接的につながる取組を記載すること。

c スマート農業技術を円滑に導入・定着させるための取組

地域協 議会等 名	整理 番号	地区名	取組 主体名	対象作物 名	面積 (ha)	農業 者数	事業 実施 年度	事業内容 (オペレーター養成費・賃金、技術コン サルタント料、保険料等)	総事業費 (円)					完了 年月日	備考	
									国費	都道府県費	市町村費	その他				
計																
合計																

イ 整備事業

内訳

地域協議 会等名	整理 番号	地区名	取組 主体名	対象作物 名	面積 (ha)	農業 者数	事業 実施 年度	目標 年度	取組目標			事業内容 (工種、施設区分、構造、規格、能力 等)	総事業費 (円)				完了 年月日	事後評価 の検証方法	費用対効果 分析結果	備考
									現状値 (○年度)	目標値 (○年度)	実績 (○年度)		国費	県費	市町費	その他				
附帯事務費																				
計																				
附帯事務費																				
計																				
合計																				

(注1) 「整理番号」欄には、地域協議会等ごとの産地パワーアップ計画の整理番号を記載すること。

(注2) 附帯事務費の事業内容欄は、生産局長が別に定める附帯事務費の用途基準により記入すること。

(注3) 「取組目標」欄には、産地パワーアップ計画の成果目標の達成に直接的につながる取組を記載すること。

ウ 効果増進事業

a 計画策定等に要する経費

地域協議 会等名	事業内容	員数	単価	総事業費					備考
				(円)	国費	県費	市町費	その他	
合計									

b 技術実証に要する経費

地域協議 会等名	地区名	取組 主体名	対象作物 名	面積 (ha)	農業 者数	事業 実施 年度	目標 年度	取組目標			事業内容 (実証機械リース等)	総事業費					完了 年月日	事後評価 の検証方法	備考
								現状値 (○年度)	目標値 (○年度)	実績 (○年度)		(円)	国費	県費	市町費	その他			
計																			
計																			
合計																			

(注) 「取組目標」欄には、実施要綱別表のメニュー欄の1又は2の効果的な実施に必要な取組を記載すること。

1 事業の目的

2 事業の内容及び計画（又は実績）

(1) 総括表

		総事業費（令和〇〇年度） （円）			
		国費	県費	市町村費	その他
基金事業	農業用ハウスの再整備・改修				
	果樹園・茶園等の再整備・改修				
	農業用機械の再整備・改良				
	生産装置の継承・強化に向けた取組				
	生産技術の継承・普及に向けた取組				
整備事業					
計					
合計					

（注1）整備事業について、交付率が複数ある場合は、交付率ごとに区分して記入し、交付率を備考欄に記入すること。

(2) 内訳

ア 基金事業（生産基盤強化タイプ）

内訳

地域協議会等名	整理番号	地区名	取組主体名	対象作物名	面積 (ha)	農業者数	事業実施年度	目標年度	取組目標	事業内容 (機械（能力、台数）、リース機械（能力、台数）、資材費等)	総事業費 (円)				完了年月日	事後評価の検証方法	費用対効果分析結果	備考
											国費	都道府県費	市町村費	その他				
計																		
合計																		

（注1）「整理番号」欄には、産地パワーアップ計画の1の（4）の番号を記載すること。

（注2）果樹の改植を行う場合は、「対象作物名」欄に対象品目、品種を記載すること（産地パワーアップ計画に定める対象品目、品種に限る）。

また、「面積」欄は実施面積を記載すること。

（注3）「取組目標」欄には、以下の取組のうちいずれかを記載すること。

・ 輸出向けの生産開始又は輸出額の増加・重点品目（輸出有力品目、輸入代替品等）の生産開始又は当該品目販売額の増加・生産コストの低減・労働生産性の向上・契約販売率の増加・地力の向上

（注4）生産支援事業の「費用対効果分析結果」欄は、機械導入の場合に記載すること（機械導入以外の場合は「-」を記載）。

イ 技術継承・普及のための研修等による人材育成

費目	総事業費（円）					備考（経費の内訳及び経費の必要性）
		国費	都道府県費	市町村費	その他	
合計						

ウ 農業機械の安全取扱技術の向上支援

費目	総事業費（円）					備考（経費の内訳及び経費の必要性）
		国費	都道府県費	市町村費	その他	
合計						

（注1） 不要な項目は削除すること。

（注2） 適宜、行を追加すること。

(様式A-2)

やまなし産地生産基盤パワーアップ事業助成金収支予算書(精算書)

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	
	(本年度精算額)	(本年度予算額)	増	減
県補助金	円	円	円	円
市町村費				
計				

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	
	(本年度精算額)	(本年度予算額)	増	減
市町村附帯事務費	円	円	円	円
事業費				
計				

支払先口座番号

口座名義人	
口座名義(カタカナ)	
住所	
口座番号	
金融機関名	
支店名	
預金種別	

(注) 実績を報告するときのみ記載すること。